

財政制度等審議会財政制度分科会（平成28年11月4日開催）
資料(義務教育費国庫負担金関係)についての
文部科学省の見解

文部科学省 初等中等教育局

本資料について

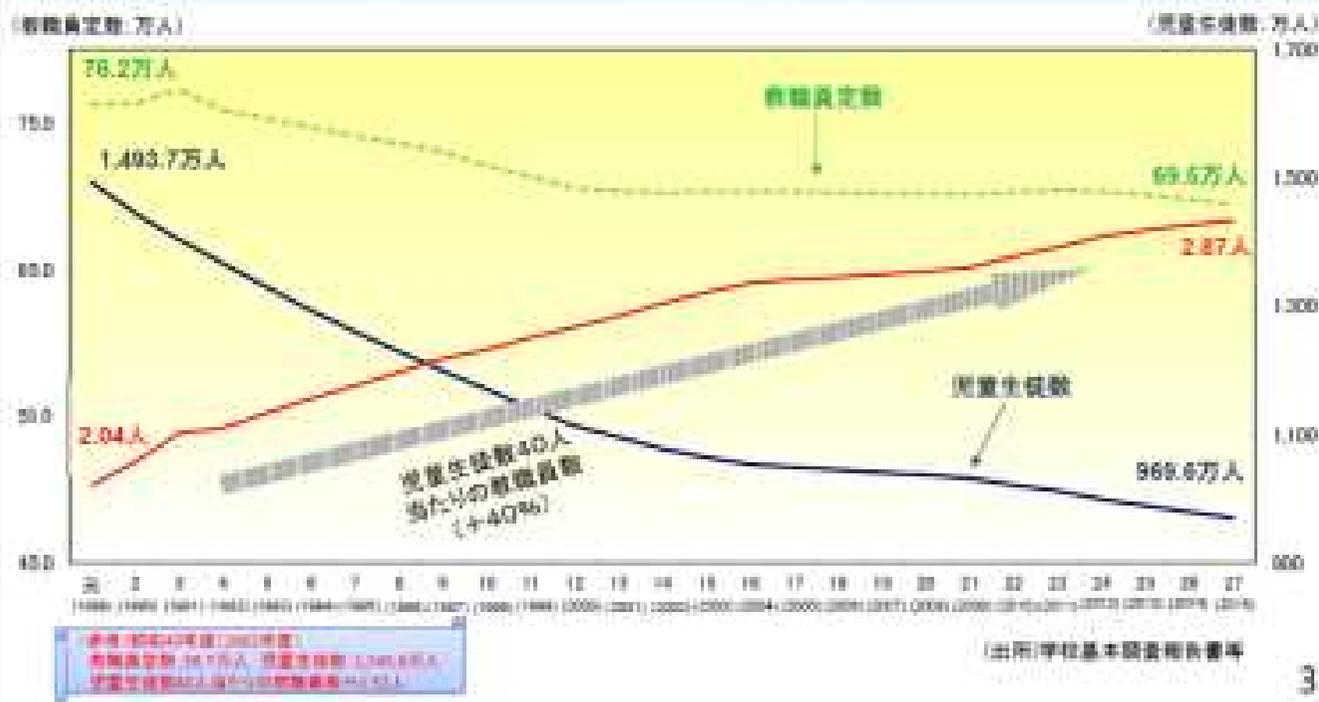
- 平成28年11月4日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において、財務省が、義務教育費国庫負担金制度に関して資料を提出しました。
- しかし、その資料には、誤解や事実誤認に基づく記述があります。
- このため、文部科学省としては、よりよい政策形成に向けて、本資料において、主な見解を示してまいります。

1. 公立小中学校の教職員定数と児童生徒数の推移

財制審資料

公立小中学校の教職員定数と児童生徒数の推移

○ 平成に入ってから以降、児童生徒数は約30%減となる一方で、教職員定数(公立小中学校)は約9%減にとどまっております。児童生徒40人当たり教職員数は約40%増。



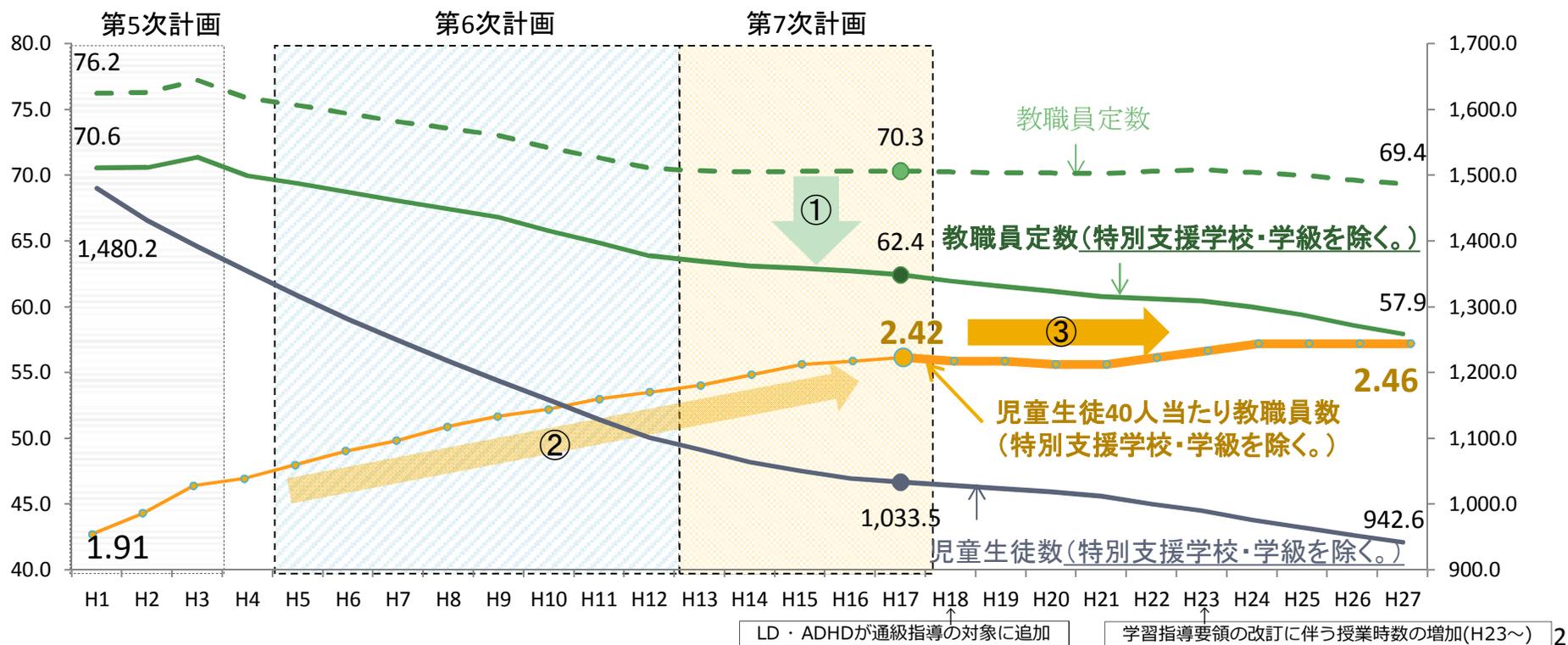
文部科学省の見解

定数改善計画がないこの10年間では、小・中学校の通常学級に通う児童生徒1人当たりの教職員定数は、約2% (児童生徒40人当たり0.04人) の増加に留まっています。この「約2%の増加」で、激増する課題への対応 (通級指導を受ける児童生徒2.3倍、日本語指導が必要な児童生徒1.5倍など) が求められています。

1. 公立小中学校の教職員定数と児童生徒数の推移

文部科学省の見解

- 平成に入って以降、児童生徒1人当たりの教職員定数は約40%増加していますが、その原因は以下のとおりです。
 - ① 特別支援学校・特別支援学級に通う児童生徒の増加(約11%)
 - ② 10年以上前に終了した教職員定数改善計画(第5～7次)の実施(約27%)
 - ③ その後約10年間の、通級指導やいじめ・不登校など教育課題に対する加配定数の拡充(約2%)

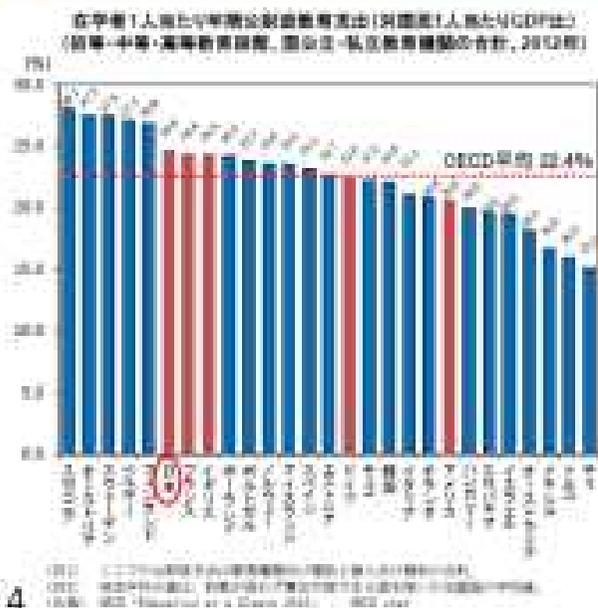


2. 教育に係る財政支出の現状

財制審資料

教育に係る財政支出の現状

- 日本の公財政教育支出を長学費一人当たりで見るとOECD平均よりも高く、主要先進国（G5）の中では高水準。また、国民負担率の国際的にみて低水準であることも踏まえる必要。
- 児童生徒数が減少する一方で、増配定数の増加により教職員定数の減少幅は抑制されており、その結果、2013年時点と比較すると、日本のPT比（教員一人当たりの生徒数）は主要先進国と比べて遜色ないレベルになっている。



教育段階別教員一人当たり生徒数

	小学校		中学校	
	2008年	2013年	2008年	2013年
日本	18.1	17.4	14.7	13.9
OECD平均	16.4	15.2	13.7	13.4
G5平均	18.7	17.7	14.8	15.4
アメリカ	14.3	15.3	14.8	15.4
イギリス	20.2	20.7	15.9	18.5
フランス	19.9	19.3	14.6	15.4
ドイツ	18.0	15.6	15.9	13.6

文部科学省の見解

PT比（教員一人当たりの生徒数）は、OECD平均に概ね近い水準です。

一方、日本の学力はPISA調査でトップレベルですが、他のトップレベルの国々（韓国を除く）のPT比は日本よりも良い条件であり、この点で「遜色ないレベル」とは言えません。

2. 教育に係る財政支出の現状

文部科学省の見解

- PT比について諸外国と比較する際には、「OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る」(※)観点も踏まえる必要があります。
※「経済・財政再生計画改革工程表」におけるKPI(第二階層)
- なお、日本以外の「主要先進国」の学力は、いずれも世界トップレベルとは言えない点について、財制審資料では触れられていません。

日本+日本を除く上位5ヶ国のPISA順位(OECD34ヶ国中)とPT比

※数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの平均で比較。

国名(PISA2012)	小学校(2013)	中学校(2013)
日本 (数2、読1、科1)	17.4	13.9
韓国 (数1、読2、科4)	17.3	17.5
フィンランド (数6、読3、科2)	13.2	9.0
エストニア (数5、読7、科3)	13.0	9.8
カナダ (数7、読5、科6)	14.0(小・中平均)	
ポーランド (数8、読6、科5)	11.1	9.9

数…数学リテラシー、読…読解力、科…科学的リテラシー

2013年	小学校	中学校
OECD平均	15.1	13.4

(参考)「主要先進国」の国々の順位とPT比

アメリカ (数27位、読17位、科20位)	15.3	15.4
イギリス (数19位、読16位、科14位)	20.7	18.5
ドイツ (数10位、読13位、科7位)	15.6	13.6
フランス (数18位、読14位、科18位)	19.3	15.4

2. 教育に係る財政支出の現状

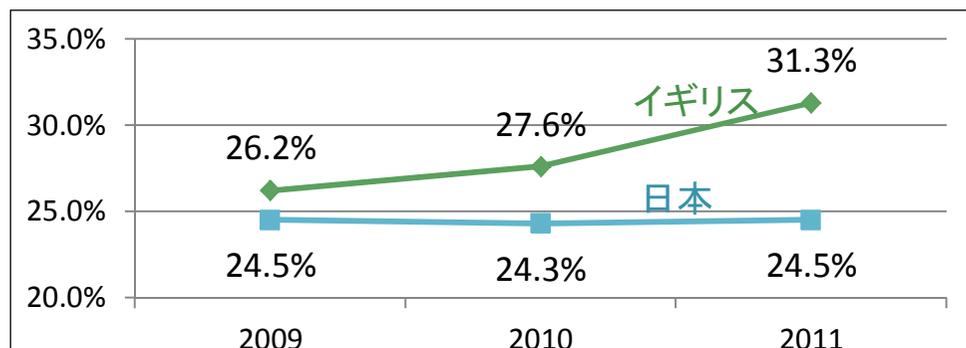
「イギリス」について

- イギリスは、日本よりもPT比が悪い（教員1人当たりの児童生徒数が多い）ですが、**教員に準じた多種多様な職員配置が充実**しています。（「教職員」1人当たり児童数は11.3人）
- その結果、**在学者1人当たりの公財政教育支出（初等教育＋前期中等教育）は増加傾向**にあります。（日本は横ばい）

フルタイム換算 (年)	Teacher (万人)	Teaching Assistants (万人)	School Support Staff (万人)	Total (万人)	公立小学校	
					PTR (人)	PAR (人)
2011	44.0	22.0	21.8	87.8	21.0	11.7
2012	44.5	23.2	22.5	90.2	20.9	11.5
2013	45.0	24.4	22.7	92.0	20.8	11.3

PTR: 教員1人当たりの児童生徒数、PAR: 教職員1人当たりの児童生徒数
出典: School workforce in England: November 2015

在学者1人当たりの公財政教育支出（初等教育＋前期中等教育）



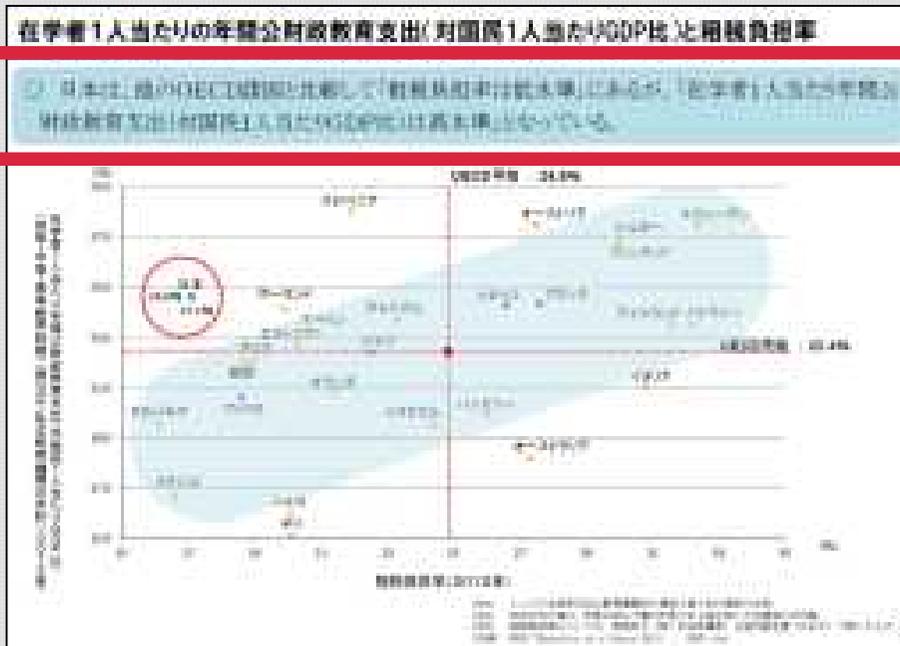
出典(※): 植田みどり(2013)「多様な職種を活用した学校組織開発に関する取り組みーイギリスを事例としてー」(国立教育政策研究所「Co-teachingスタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究第二年次報告書」)より作成

イギリスの多種多様な職員(※)

補助教員	<ul style="list-style-type: none"> • 授業の準備 • 児童生徒への個別・グループ指導の補助 • 掲示物等の掲示 • 配慮が必要な児童生徒の対応 • ICT機器の準備 • 読み聞かせなど多様
昼間指導員	<ul style="list-style-type: none"> • 昼食時間の食堂やグラウンドでの監督、指導 • 食堂、グラウンド等での指導 • 食事の介助 • 児童生徒の安全管理 など
<p>その他、学習メンター、遊び支援員、保護者対応支援員、家庭学校連絡員、キャリアアドバイザー、事務長、試験担当事務員、秘書、情報機器技術者、スポーツ指導員、理科技術者など</p>	

3. 在学者1人当たりの年間公財政教育支出(対国民1人当たりGDP比)と租税負担率

財制審資料



文部科学省の見解

近年、「租税負担率」は上昇し、今後も続くことが予想されていますが、「在学者1人当たり年間公財政教育支出(対国民1人当たりGDP比)(初等教育・前期中等教育)」は横ばいになっています。

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
在学者1人当たり年間公財政教育支出(対国民1人当たりGDP比)(初等教育・前期中等教育)	24.5	24.3	24.5	(※)				
租税負担率(対国民所得)(※※)	21.9	22.1	22.7	23.2	24.1	26.0	26.5	26.1

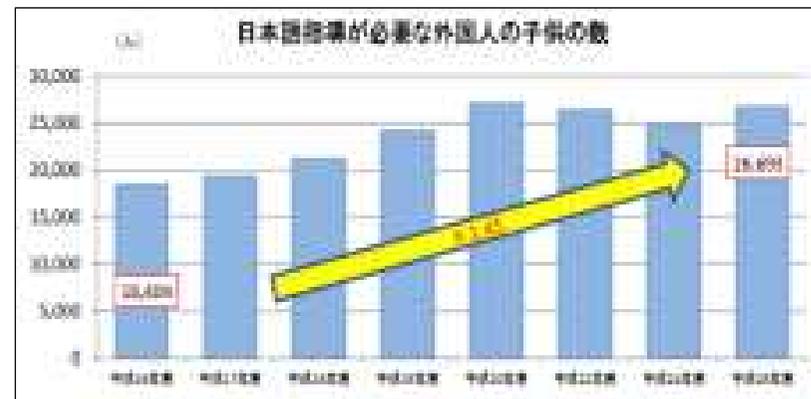
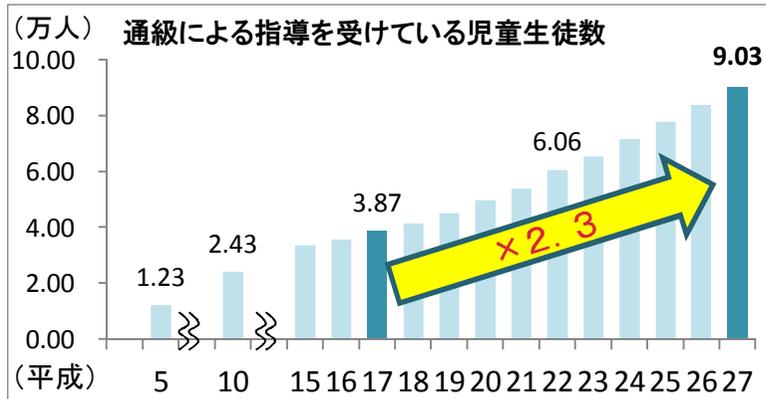
出典: OECD Stats.、財務省「国民負担率(対国民所得比)の推移」(平成28年2月)。

(※) 公財政教育支出(初等教育・前期中等教育)は、2012年度以降の数字が未公表。

(※※) 租税負担率は、26年度(2014)までは実績、27年度(2015)は実績見込み、28年度(2016)は見通しである。

4. 子供の数・クラス数の減少に伴う教職員定数の変化

文部科学省の見解



左: 文科省作成資料、右: 財政制度等審議会財政制度分科会(平成28年4月7日)資料

「教育環境」

特別な指導が必要な児童生徒数

加配教職員定数

全児童生徒に占める割合のみならず、
人数ベースでも増加傾向

「財務省試算」では、10年で8%減

- 「財務省試算」は、「現在の教育環境を継続させた」ものになっていないのは明白。
- 文部科学省の概算要求では、こうした対象児童生徒数に応じて、教職員定数を算定する「基礎定数化」を要求しているところ。

6. 加配定数と外部人材活用のあり方①(特別支援教育)

財制審資料

加配定数と外部人材活用のあり方

- 加配定数は、少人数指導、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のため、基礎定数とは別に予算措置されるもの。他方、同様の課題解決のため、外部人材の活用を図る施策も多く存在し、共に増える。
- 加配定数と外部人材の活用等他のとりうる手段について、エビデンスに基づき、費用対効果を最大化する最適な組み合わせを模索することが、それぞれを措置する前提なのではないかと。

加配定数の類型とそれに対応する外部人材活用事業（主要なもの）

加配定数		外部人材活用事業			
加配内容	加配定数 (2022年度定数)	事業名	加配定数 (2022年度)	事業概要	対応定数内訳（注1）
いじめ等 め対応	+400人 (8,527人)	いじめ対策・不 登校支援等総合 推進事業	76.7億円 (17.1億円)	いじめ・不登校や、貧困や虐待を背景とした児童生徒等への対応のため、公立や中学校において、スクールカウンセラー（35）及びスクールソーシャルワーカー（35）を配置	30の活用：+300人 30%の活用：+1,200人
外国人等 への日本語 指導	+180人 (1,419人) (注1)	外国・外国人非 常駐教育の推進 事業	4.6億円 (2.3億円)	外国・外国人児童生徒等の公立学校における受入促進等のため、日本語指導ができる支援員や、児童生徒の母語が分かる支援員等を配置	日本語指導を行う 公立学校の数 +180人
特別支援 教育	+200人 (8,328人) (注1)	インクルーシブ 教育システム構 築事業	10.6億円 (5.5億円)	特別支援教育専門家（医療ケアのための看護師、支援コーディネーター、理学療法士等の外部専門家等）の配置	特別支援教育専門家の 配置定数 +200人
職業生活 工夫支援	+330人 (41,057人)	補習等のための 指導員等派遣事 業	32.7億円 (17.4億円)	補充学習や発展的学習などに活用するため、道徳教員や教員免許の学生等をサ ポートスタッフとして配置	サポートスタッフの活用 +330人
		理科実験実 験事業			活用する 数の値

特別支援教育専門家（医療ケアのための看護師、支援コーディネーター、理学療法士等の外部専門家等）の配置

文部科学省の見解

教員と専門スタッフ（看護師、理学療法士等）とでは、それぞれの**職務内容・専門性**に加え、**対象となる児童生徒が異なる**ものであり、一方が他方の役割を代替できるものではありません。

6. 加配定数と外部人材活用のあり方①(特別支援教育)

文部科学省の見解

- 通級指導担当教員 ……**発達障害等の児童生徒**に対し、取り出しによる「授業」を実施
看護師 ……**痰の吸引等が必要な児童生徒**に対し、「医療的ケア」を実施
理学療法士 ……**肢体不自由の児童生徒を教える「教員」**に対し、医療的な観点から助言

※28年度予算ベース	通級指導担当教員	看護師	言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT)
職務	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>特別の教育課程</u>」による正規の取り出し授業。(教員しか実施することができない。) 保護者との面談 在籍校の担任等に対する情報提供・助言 ケース会議 等通級指導に伴う業務全般	医療的ケア(痰の吸引、経管栄養等)	教員とは異なる <u>医療的な観点</u> から、教員等に対する支援を実施。(授業は行わない)
主な対象児童生徒の例	以下の障害があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒 <ul style="list-style-type: none"> 言語障害 ・自閉症 情緒障害 ・LD ・ADHD 弱視 ・難聴 肢体不自由 病弱及び身体虚弱 (全体の97%)	特別支援学校、小、中学校等において <u>日常的に医療的ケアが必要な児童生徒</u>	ST—言語障害、聴覚障害等 OT—知的障害、自閉症、情緒障害等 PT—肢体不自由等
資格	教員免許	国家資格	
予算	義務教育費国庫負担金	補助金(補助率1/3)	
人数	5,775人	1,000人	428人
<u>フルタイム換算</u>		<u>704人</u>	<u>35人</u>

S T—音声機能、言語機能、聴覚に障害のある者に言語訓練等を実施。O T—身体・精神に障害のある者に、応用的動作能力・社会的適応能力の回復のための作業訓練等を実施。P T—身体に障害のある者に基本的動作能力の回復のための運動訓練等を実施。

6. 加配定数と外部人材活用のあり方②(外国人等への日本語指導)

財制審資料

加配定数と外部人材活用のあり方

- 加配定数は、少人数指導、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のため、基礎定数とは別に計算配置されるもの。他方、同様の課題解決のため、外部人材の活用を図る施策も多く存在し、共に増徴求
- 加配増員と外部人材の活用等他のとりうる手段について、エビデンスに基づき、費用対効果を最大化する最適な組み合わせを模索することが、それぞれを措置する前提なのではないかと

加配定数の整理とそれに対応する外部人材活用事業（主要なもの）

加配定数		外部人材活用事業			
加配内訳	加配定数 (2019年度)	事業名	2019年度 概算費用	事業概要	2019年度 概算人数
いじめ等 の対応	1,400人 (8,827人)	いじめ対策一平 各校支援員等 派遣事業	76.7億円 (57.1億円)	いじめ・不登校や、貧困や虐待を背景とした生徒の通学への対応のため、公立中学校において、スクールカウンセラー（30）及びスクールソーシャルワーカー（20）を配置	500名 (2,900名)
外国人等 への日本語 指導	1,190人 (11,419人)	帰国・外国人等 受入促進等の 推進事業	4.6億円 (2.3億円)	帰国・外国人児童生徒等の公立学校における受入促進等のため、日本語指導ができる支援員や、児童生徒の母語が分かる支援員等を配置	日本語指導を行う 支援員等の配置 1,190人
特別支援 教育	1,090人 (6,326人)	インクルーシブ 教育システム構 築事業	18.9億円 (9.5億円)	特別支援教育専門家（医療ケアのための看護師、支援コーディネーター、理学療法士等のほか専門職等）の配置	特別支援教育専門家の 配置増員 1,090人
指導方法 工夫等	1,330人 (41,057人)	補習等の 加配員等 事業 個別指導 事業等			1,330人の配置 が実施する 数の増員

【注1】2019年度事業に対して基礎定数を削減し、加配増員と基礎定数削減の差額を外部人材に充てる。
【注2】表中の人数は2019年度事業における概算人数を記載したものであり、実際の運用とは異なる場合がある。

13

文部科学省の見解

児童生徒の日本語能力段階に応じた適切な組み合わせが必要です。
特に、日本語「で」教科を学ぶ段階では、日本語と教科の統合的な指導が必要であり、その役割を担うことができるのは専門的な研修を受けた教員です。

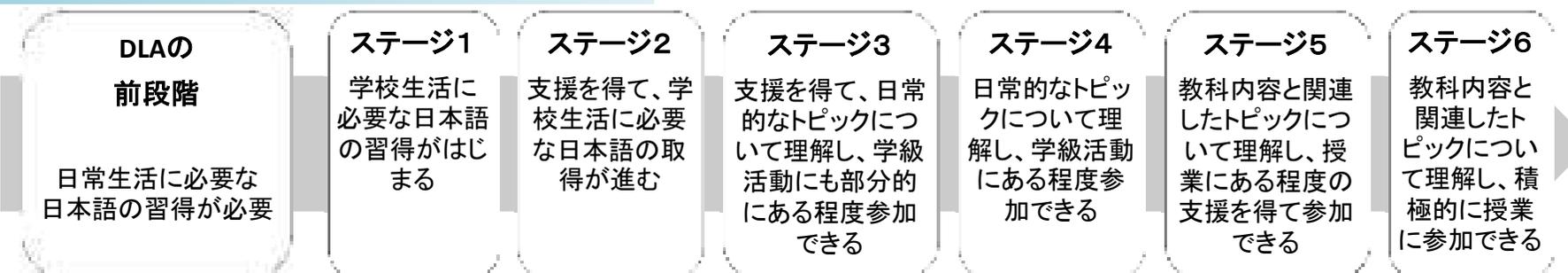
6. 加配定数と外部人材活用のあり方②(外国人等への日本語指導)

文部科学省の見解

- **日本語支援員や母語支援員は、来日直後など、初期段階の日本語指導や生活面のケアのためには有効です。**
- **一方、日本語「で」教科を学ぶ段階では、日本語と教科の統合的な指導が必要であり、その役割を担うことができるのは専門的な研修を受けた教員であり、日本語支援員・母語支援員とは役割が異なります。**

※ 児童生徒の国籍・母語が多様化する中で、それぞれの母語も話せ、かつ、教科指導もできるような人材が安定的に確保できるか、という視点も必要。

児童生徒の日本語能力段階



※「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント (DLA)」JSL評価参照枠<全体>

必要な指導方法・指導内容／指導者

初期日本語指導
(サバイバル日本語)

日本の社会生活や学校生活に必要な日常会話等のための日本語の指導

日本語支援員
・母語支援員

日本語と教科の統合的な指導

教育課程に基づく各教科の内容を取り出して、教科の理解に必要な学習言語とあわせて指導

専門的な研修を受けた
外国人児童生徒等教育担当教員

在籍学級における指導

個々の児童生徒の日本語能力に配慮しながら、教育課程に基づく各教科を指導

学級担任＋学習サポーター など

7. 特別支援教育における対応

財制審資料

特別支援教育における対応

- 今後、発達障害など通級指導の対象となる児童生徒が増加していくとされているが、
 - ① 海外では特別支援教育において学級規模と学力の間に有意な関連は見られないという研究例が多数存在
 - ② 通級指導に関する教員一人当たり児童生徒数は、都道府県別で最大で15倍もの差
 - ③ 外部人材の支援員を活用することで、通級指導教室を設置していない自治体も存在
- これらを踏まえ、外部人材の活用も含め、費用対効果を最大化するような配置・組み合わせを検証・分析する必要。

Jefferson (2016)

幼稚園から小学校段階でのインクルーシブ型の特別支援教育について、学習成果に影響を与える項目を調査。影響を与えたのは「教職員開発」、「教職員への連携」、「両校の学校生活への関与」、「仲間からの影響」の4項目で、「学級規模」による影響は見られないとの結論。

Wilson (2011)

特別支援教育について定量分析を行ったところ、学級規模と国語スコアについて、有意な相関関係なし。

Zarghami and Gary (2004) (学術論文サーベイ)

学級規模を小さくしても特別支援児童の達成度が加算したとのエビデンスはない。また、教育担当者には、質の高い教員の採用や研修など、より費用対効果の高い方策を検討すべき。

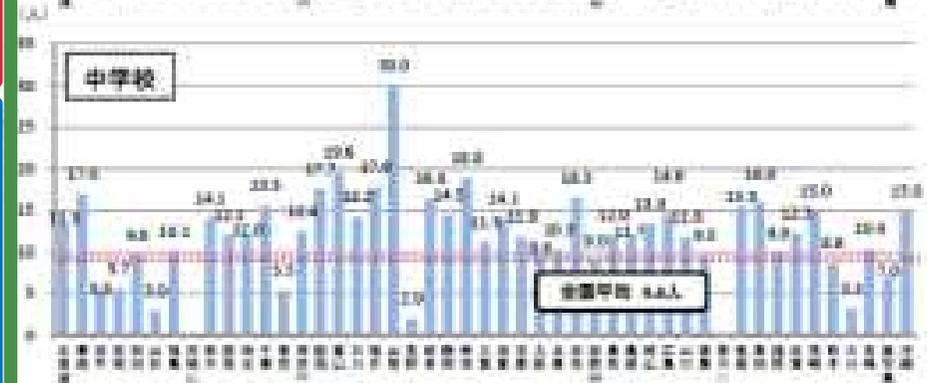
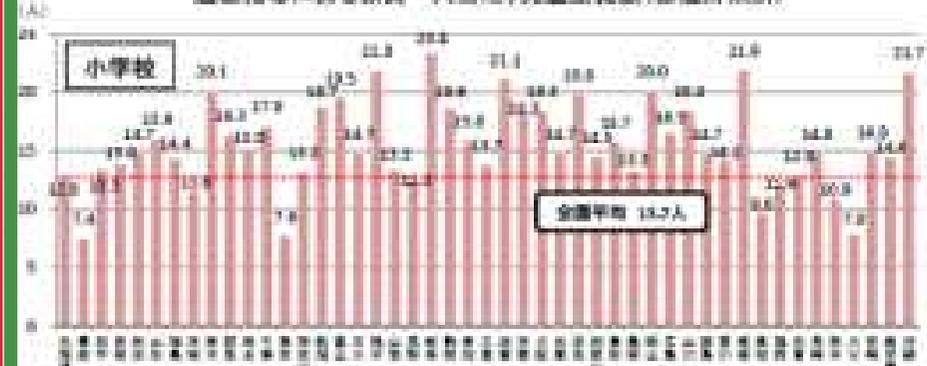
通級指導教室の設置以外の手法により発達障害の児童生徒に対応している例

- 支援員の雇用により対応 (15自治体)
- 複数教員による指導で対応 (12自治体)
- 他の自治体の担当者による巡回相談で工夫 (3自治体)
- 特別支援学校のセンター的機能の活用 (1自治体)
- 指導士等による巡回相談で工夫 (1自治体)

4

【出典】「第1 国立特別支援教育総合研究所
「発達障害のある児童生徒の指導に関する全国調査報告」(2016)

通級指導に係る教員一人当たり児童生徒数(都道府県別)



【出典】文部科学省「平成27年度通級による指導実施状況調査結果について」
【注】複数教員が数人いる場合は、複数教員の人数なし。

7. 特別支援教育における対応①

財制審資料

海外では特別支援教育において学級規模と学力の間に有意な関連は見られないという研究例が多数存在。

文部科学省の見解

- ① 概算要求の内容は、**通級指導**(授業の大半を通常学級で受けながら、平均週2～3コマ程度、取出しによる個別指導を行うもの)**担当教員の拡充**であり、「**学級規模**」を引き下げる要求ではありません。
- ② 特に障害のある児童生徒に対する教育の効果については、**障害による学習上・生活上の困難をどのように克服しているか**、という観点が必要であり、ペーパーテストの学力のみをもって評価するのは適切ではありません。(例えば、財制審資料で引用されているWilson(2011)は、「言語技術」のテストスコアを用いて、「学級規模との関係に有意な相関関係なし」と説明)

「特別支援教育」について

特別支援教育は、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供たち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

中央教育審議会教育課程部会特別支援教育部会 「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」

7. 特別支援教育における対応②

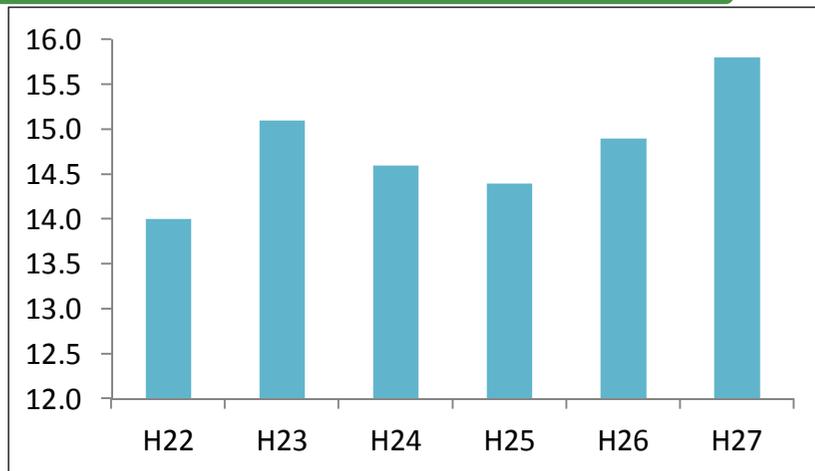
財制審資料

通級指導に関する教員一人当たり児童生徒数は、都道府県別で最大15倍もの差。

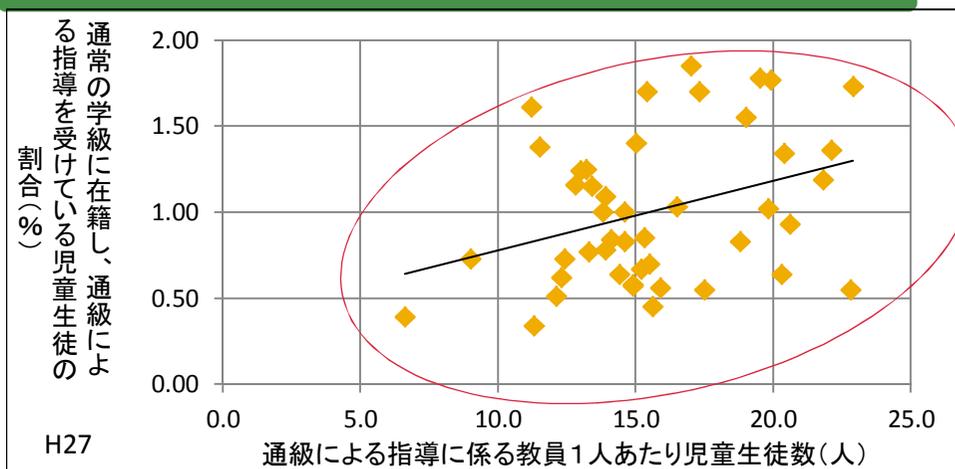
文部科学省の見解

- ① この数年、通級指導の児童生徒の伸びに比べ、加配定数の伸びが下回っています。
- ② 一方、通級指導の児童生徒が多い都道府県ほど、教員1人当たりの児童生徒数が多くなる傾向が見られます。このことから、多くの児童生徒に通級指導を行っている自治体は、1人当たりの指導時間を減らす等により対応していることが推測されます。
- ③ 都道府県別の差を解消するためには、今回文部科学省が概算要求で求めている、通級指導担当教員の「基礎定数化」が必要です。
- ④ なお、「15倍」というのは、調査結果の解釈が誤っており、適切な値ではありません。

教員1人当たり児童生徒数の推移（通級指導）



教員1人当たり児童生徒数（通級指導）と
通級指導を受ける児童生徒の割合の相関



7. 特別支援教育における対応②

財制審資料

通級指導に関する教員一人当たり児童生徒数は、都道府県別で最大15倍もの差。

文部科学省の見解

- 通級指導を受ける児童生徒は、小学校・中学校に在籍しています。一方、通級指導を担当する教員は、小学校・中学校の他にも**特別支援学校に配置される場合があります。**

② 担当教員数 - 都道府県別 -

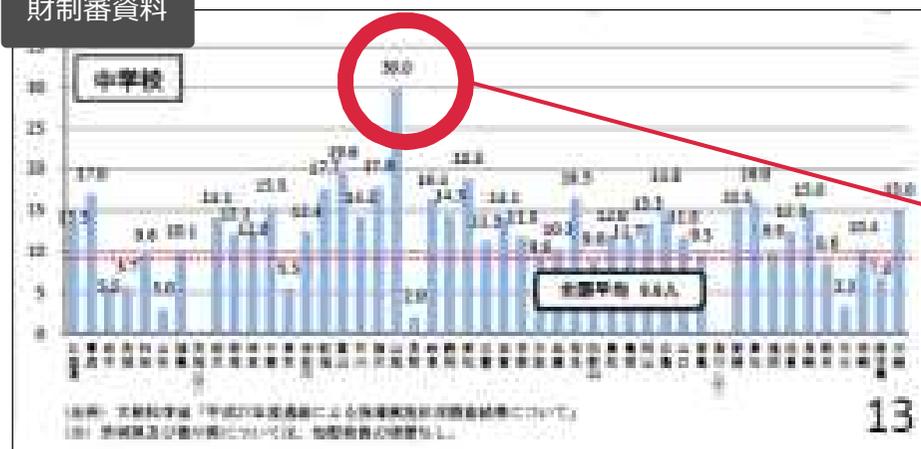
都道府県	教員数		
	小学校	中学校	特別支援学校
山梨県	337	21	0

特別支援学校に設置されている通級指導教室に、小中学生が通う、または、特別支援学校に配置される担当教員が、小中学校に巡回指導する場合があります。

※文部科学省「平成27年度通級による指導実施状況調査結果について」

- 例えば、山梨県の中学校では、生徒30名に対し、中学校に配置された教員(1名)と、特別支援学校に配置された教員のうちの1名が担当していますが、「財制審」資料の計算に含まれていません。

財制審資料



- 言語障害・自閉症等 21名 → 中学校に配置される通級担当教員(1名)が担当
- 難聴 9名 → 聴覚特別支援学校に配置される通級担当教員(1名)が担当

↓
実際は、教員1人が児童生徒「15.0」人を担当

7. 特別支援教育における対応③

財制審資料

外部人材の支援員を活用することで、通級指導教室を設置していない自治体も存在

※通級指導教室の設置以外の手法により発達障害の児童生徒に対応している例

○支援員の活用により対応(15自治体) ○複数教員による指導で対応(12自治体)

○他自治体の担当者による巡回相談で工夫(3自治体)

(出典) (独) 国立特別支援教育総合研究所「発達障害のある児童生徒の指導等に関する全国実態調査」

文部科学省の見解

- 当該調査では、**現在通級指導教室を設置していない自治体の6割が、「必要だが現在は設置していない」と回答**していますが、財制審資料からは省略されています。
- 外部人材の支援員を活用することを理由に、「通級指導教室の設置は必要ではない」と回答した自治体は、**本調査による調査対象の自治体(約1,200自治体)の約1%に過ぎません。**(一方、同じ調査では、通級指導教室を設置する自治体の約8割が、「全体として有効に活用されていると思う。」と回答しています。)

※ 「複数教員」(12校)「他の自治体の通級指導担当者による巡回指導」(3校)は、**どちらも教員による対応**です。



8. 外国人児童生徒への対応

財制審資料

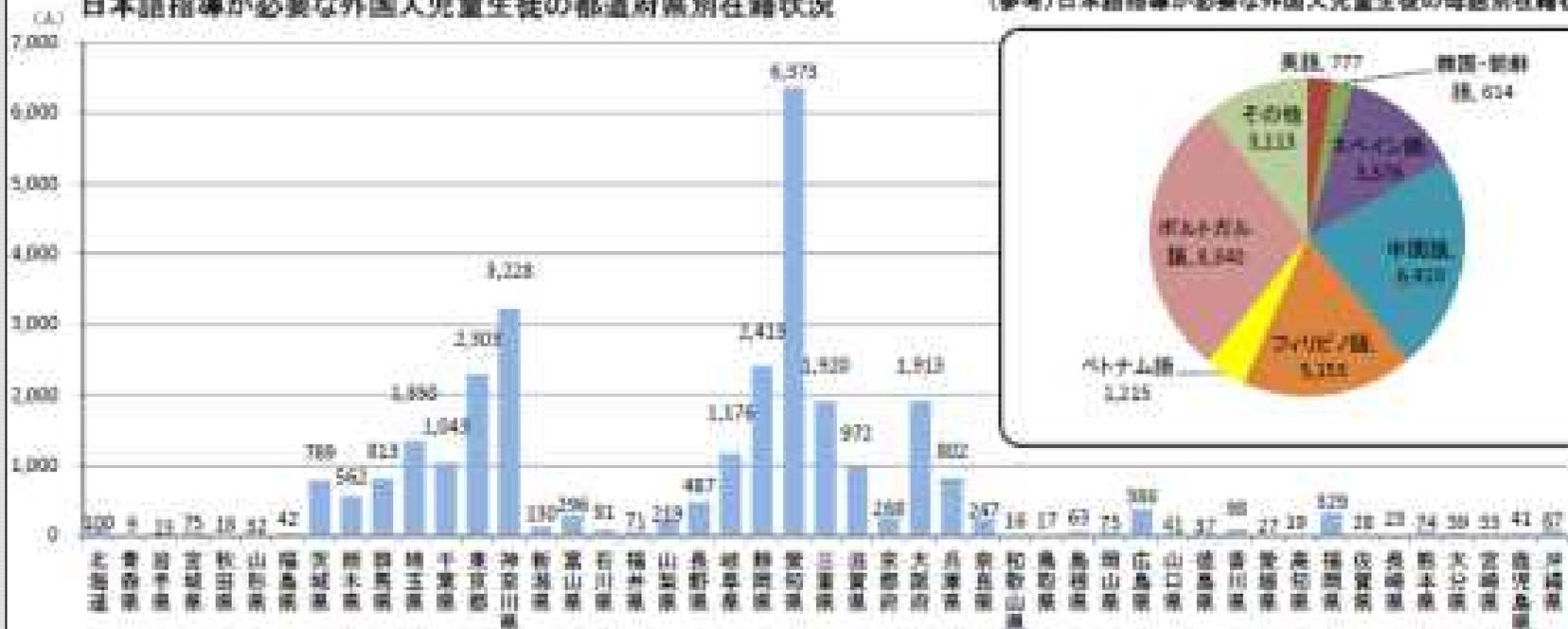
外国人児童生徒への対応

○ 外国人児童生徒への対応は、児童生徒数と単純に比例連動させるのではなく、外国人児童生徒増加による教員の負担増加は具体的に何なのか、どのような手段を組み合わせるのが効果的・効率的なのかを精査する必要。具体的には下記の点について検証が必要。

① 日本語指導が必要な外国人児童生徒は特定の地域に偏在しており、地域ごとの事情も踏まえつつ、地方自治体や当該地域の経済団体・企業と十分な連携を図っていくことが必要ではないか。

② その上で、様々な母国語を持つ児童の日本語指導について、母国語が多様化している現状も踏まえつつ、外部専門家の活用も含め、費用対効果を最大化する最適な対応のあり方を検証することが必要ではないか。

日本語指導が必要な外国人児童生徒の都道府県別在籍状況



(参考)日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況に関する調査（平成26年度）」の結果について

(注) 外国人児童生徒数に％で示すのは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の在籍者数合計上。

8. 外国人児童生徒への対応(地方自治体の協力①)

文部科学省の見解

- ① 国は、地方公共団体とともに義務教育にかかる費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。児童生徒の散在・集中などにかかわらず、**どの児童生徒に対しても、国が教育の機会均等と教育水準の維持向上に責任をもつ必要があります。**
- ② このため、義務教育にかかる教職員の給与費については、国が3分の1を、**地方が3分の2を負担**しています。(義務教育費国庫負担制度)
- ③ 企業誘致等によって生まれる法人税収は、**約6割が国、約4割が地方の税収**であり、国も恩恵を受けています。(地方交付税交付金充当分を除いても、**国:地方の収入割合は4:6。**)

法人税収

※法人事業税、法人住民税、地方法人税、地方法人特別税の合計



義務教育費国庫負担金



8. 外国人児童生徒への対応(地方自治体の協力②)

文部科学省の見解

- 担当教員の基礎定数化を要求している「外国人児童生徒等教育」とは、単なる日本語指導ではなく、「日本語と教科の統合的な指導」のことであり、法令上も、**正規の教育課程(授業)**として位置付けられます。
- こうした「日本語と教科の統合的な指導」の指導者に必要とされるのは、児童生徒の「様々な母国語」を話せる事よりもむしろ、日本語能力に応じた**日本語指導や教科指導**、児童生徒の**母国の文化的背景や家庭環境等を踏まえた生活指導**、学級担任等との**指導内容に関するコーディネート**等ができる事です。

「日本語と教科の統合的な指導」の例

教科志向型
JSLカリキュラム

各教科に日本語で参加できる力を育む
各教科の学習課程を重視

- 面積の求め方(平行四辺形)・・・日本語の理解や表現を促す支援を行う。
- 日本語の目標: 平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
- 活動の流れ ①課題を理解する。
②求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
④自分が考えた方法以外について知る。

「外国人児童生徒等教育」の法令上の位置付け(学校教育法施行規則)

第50条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

第56条の2 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の**日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるもの**を教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、**第50条第1項・・・(略)・・・の規定にかかわらず、特別の教育課程**によることができる。

多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等教育の充実について(要望)

外国人集住都市会議

平成28年11月

外国人集住都市会議では、地域に在住する外国人住民と日本人住民との共生のための取り組みを進めてきた。近年、外国人住民にかかわる課題の解決とともに、外国人住民をまちづくりの重要なパートナーとして、その多様性をまちづくりに活かしていく取り組みも始まりつつある。

このため、将来のまちづくりを担う外国人の子どもへの教育の充実、特に、義務教育段階からの外国人児童生徒等への指導の充実は極めて重要である。平成28年5月1日現在、外国人集住都市会議参加都市の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒等のうち、日本語指導が必要な児童生徒数は7,791人いるにもかかわらず、そのうち「特別の教育課程」を受けている児童生徒数は3,702人であり、全体の半分に満たない。まずは公立小中学校において児童生徒の日本語の能力に応じた専門的な指導を行うための体制整備が喫緊の課題である。

外国人集住都市会議参加都市では、外国人児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かい指導・支援体制整備のモデルを構築、発信してきた。例えば、初期日本語教室や放課後指導などにより、特別の教育課程を受けることができない児童生徒2,692人(上記時点同様)に対して日本語指導を行っているが充分と言えない状況にある。

現在、全国の半数の自治体において外国人児童生徒等が学校に通う状況であり、外国人住民の定住化が進むなか、地域社会の将来の担い手となる外国人児童生徒等への教育の充実は、国全体で真摯に取り組むべき課題である。

外国人集住都市会議は、学校における外国人児童生徒等教育の充実に向けて、以下の措置を講じるよう強く要望する。

1. 日本語指導の充実や、「特別の教育課程」のために必要な指導者を安定的・計画的に配置すること。また、そのための基礎定数を図ること。
2. 自治体における外国人児童生徒等の受入れ体制や、校内での日本語能力に応じたきめ細かな指導体制の充実のため、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」をはじめ日本語指導支援員、母語支援員を拡充すること。併せて、日本語教育をはじめ外国人児童生徒にかかわる人材の育成を図ること。

外国人集住都市会議の会員都市(平成28年4月1日現在)

【群馬県】太田市、大泉町 【長野県】上田市、飯田市 【岐阜県】美濃加茂市 【静岡県】浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市 【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市、【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、【滋賀県】長浜市、甲賀市 【岡山県】総社市 オブザーバー 【愛知県】蒲郡市、新城市

義務教育：まとめ

- 教育政策について、真に効率的・効果的な「投資」とするため、確かなエビデンスに基づく議論を積み重ね、PDCAサイクルを確立していく必要がある。
- PT比(教員一人当たりの生徒数)は既に国際的に遜色ない水準であり、また学力も国際的に高いレベルに到達していることを踏まえれば、教職員について、「質」を高めつつ、「量」については現在の教育環境を維持しながら基礎及び加配定数を措置していくことが原則ではないか。現在の環境を維持する前提で、特別支援学校及び特別支援学級に通う児童生徒の増加などを加味して試算すれば、H38年度の教職員数は64万人(対H28年度比▲4.9万人)となる。
- 基礎定数化や加配定数の充実により、この水準を超えて教職員数の増加を求めるのであれば、「教職員を増員すれば何らかの効果がある」という単線的なエビデンスではなく、
 - ・外部人材等他のとりうる手段も含め、費用対効果を最大化する最適な組み合わせの検証
 - ・様々な加配定数におけるクラス・児童生徒数あたり教員数の比較と適正性の検証といった、多面的な実証分析に基づく根拠が不可欠。それが結果として、教員の多忙さを解消しつつ、「質」の高い教育を実現することにもつながるのではないか。
- 例えば、外国人生徒の日本語指導や通級指導についても、教員と外部人材の役割分担や最適な組み合わせの検証が必要。また、日本語指導の必要な生徒の地域偏在性を踏まえ、地域
16 の自治体・企業・経済団体との連携を強化すべきではないか。

9. まとめ

文部科学省の見解

- 文部科学省が担当教員の基礎定数化を要求している「外国人児童生徒等教育」と「通級指導」は、いずれも、補習ではなく、一定の要件のもと、**法令上、正規の教育課程(授業)**として位置付けられるものです。
- 補習など、教育課程外の活動については、外部人材の活用など様々な手段があり、それぞれの比較・分析、役割分担の検討などが考えられます。
- 一方、**正規の教育課程である「通級指導」や「外国人児童生徒等教育」**については、**法令上、原則免許状を有する「教員」が指導する**必要があります。このため、**「外部人材」が教員の代替を担うことができる、という前提の比較検証は適切ではありません。**

正規の教育課程と「補習」の考え方

	正規の教育課程(授業)	補習
教育課程	学校教育法施行規則、学習指導要領に則って実施 (週25~29コマ) ※言語障害、自閉症等の児童生徒については、「通級による特別の教育課程」(週1~8コマ)による授業を、正規の教育課程の一部に代替することが可能 ※日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒についても同様)	地域や学校の実情に応じ、必要な児童生徒に対して補充・発展的学習等を実施
指導者	教員 (教育職員免許法) ※教員以外のスタッフ(例:母語支援員)については、教員が全体統括・成績評価をすることを前提に、教員と一緒にチーム・ティーチングを行う事や教員の補助を担う事は可能。	教員の他、サポートスタッフ(地域人材や大学生等)の活用も可能